

平成30年7月5日



担当課	教育施設課 住宅政策課
担当者	原田 大河内
電話	073-435-1136 073-435-1099
内線	3112、2881

ブロック塀等の倒壊防止の対応について

1. 学校施設のブロック塀への対応

大阪府北部を震源とする地震でブロック塀の倒壊により犠牲者が出たことを受けて、学校施設のブロック塀等について、緊急点検を行いました。点検において、ぐらつきなどが認められた学校施設のブロック塀については、6月22日から撤去及び修繕に着手しています。

改修については、まず、道路に面し、ブロック塀の高さが2.2mを超えているもの又は控え壁がないものからフェンス等に改修を行います。

当該工事費は23施設、約2億3千万円を見込んでおり、現行予算に加え、予備費の補充などで実施していきます。



2. 民有のブロック塀への対応 ～補助制度の拡充～

道路に面した民有のブロック塀の撤去を促進するため、現行補助制度を拡充します。

【制度拡充の概要】

①補助上限額 10万円 ⇒ 40万円 (㊷又は㊷+㊸)

②補助単価 1m当たり1万円の1/2 ⇒ 1万5千円の9/10 (㊷①のそれぞれ)

《補助制度の内容》

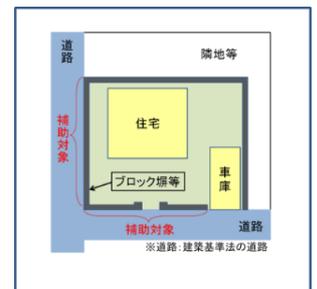
塀の種類 建築基準法上に規定する道路に面する塀で、補強コンクリートブロック造、石造、れんが造その他これらに類する造りの塀

対象事業 塀の撤去及び新設

補助額 ㊷「撤去費」又は「対象の塀を撤去する長さ(m)×1万5千円」のうち、いずれか少ない額の9/10

㊸「新設費」又は「軽量な塀を新設する長さ(m)×1万5千円」のうち、いずれか少ない額の9/10

注) 建築基準法第42条第2項に規定する道路（いわゆる、狭あい道路）に面しており、㊸の耐震対策を行う場合は建築指導課において事前協議が必要です。



募集開始日 平成30年7月17日（火）から
※平成32年度までの3年間限定の制度